

## ◆介護医療院利用者の権利◆

1. 基本的人権  
だれもが一人の人間として、その人格、価値観などを尊重され、介護提供者との相互の協力関係の下で介護を受ける権利があります
2. 知る権利  
療養計画、今後の見通し等について、分かり易い言葉や方法で、知りたいことに対し十分な説明を受ける権利があります
3. 機会均等  
良質な介護・看護・医療・サービスを公平、平等に受ける権利があります
4. 自己決定の権利  
納得できるまで説明を受けた上で療養内容を自分の意思で選択し、または拒否する権利があります
5. プライバシーが守られる権利  
療養の過程で得られる個人情報の秘密が守られる権利があります
6. 良質な介護を受ける権利  
納得できるケアを受けるために、自分の健康に関する情報を正確に伝える責務と、介護に関する説明を十分理解できるまで質問する責務があります

## ◆介護医療院利用者の義務◆

1. 他の利用者へ配慮する義務  
他の利用者のプライバシーや個人情報及び権利を尊重する義務があります。また、他の利用者に迷惑を掛けない為に、当院で定めたルール等を守る義務があります
2. 迷惑行為等を行わない義務  
他の利用者や見舞客及び職員等に対して嫌がらせ、暴言、セクハラ等の反社会的行為などを行った場合は、法的措置等を取らせて頂く場合があります

2024年12月1日 作成